

# 横浜市立浜小学校PTA規約



令和2年2月改正

# 横浜市立浜小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、「横浜市立浜小学校 P T A」と称し、活動拠点を浜小学校に置く。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭、学校および地域社会における児童の福祉を増進することを目的とし、学校教育の万全に協力するために次の諸項の達成に努める。

1. 家庭、学校および地域社会との関係を密にし、保護者と教職員の協力によって児童の心身の健全な育成を図る。
2. 正しい学校教育への理解を深め、会員の意識を高めるための成人教育を行う。
3. 学校の教育的環境の整備について協力する。
4. 地域における社会教育の振興を助ける。

## 第 3 章 方 針

第 3 条 本会は、浜小学校の教育目標を達成するため、営利的でなく宗教や政党にかたよらない団体として活動する。

第 4 条 本会は、学校および教育機関と協力し活動するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、本校児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。

## 第 5 章 会 計

第 6 条 本会の経費は、会費および事務収入でまかなう。

第 7 条 本会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 8 条 本会の資産は、第 2 章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 9 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 6 章 会 費

第 10 条 本会の会費は、保護者は 1 世帯につき、教職員は 1 名につき、月額 400 円とする。年間納入月数は、11 ヶ月とする。

## 第7章 役員

- 第11条 本会の役員は、次の通りとする。
1. 会長 1名 保護者
  2. 副会長 2名 保護者
  3. 書記 3名 保護者(2名)・教職員(1名)
  4. 会計 3名 保護者(2名)・教職員(1名)
- 第12条 会長は、本会を代表し総会・運営委員会および役員会を招集する。
- 第13条 副会長は、会長を補佐し、その代理をつとめることができる。
- 第14条 書記は、役員活動・総会および運営委員会の議事を記録する。
- 第15条 会計は、本会すべての収入・支出を正確に記録し、会計監査を経て総会において決算報告をする。
- 第16条 役員任期は1年間とするが留任をさまたげない。ただし、初年度より引き続き3年間を限度とする。なお、役職の異なる場合はこのかぎりではない。
- 第17条 役員は、総会において承認を受け、年度初めから就任する。
- 第18条 役員に欠員が生じたときは、運営委員会で推薦し、総会(書面を含む)において会員の承認を受ける。その任期は前任者の残任期間とする。

## 第8章 監事

- 第19条 本会に監事2名(保護者)を置く。
- 第20条 監事は、本会の資産の運用状況を確認するため、会計監査を実施する。
- 第21条 監事の選出・任期は、役員と同様とする。

## 第9章 役員・監事の選出

- 第22条 役員・監事の選出は、推薦委員会によって行われ、候補者は総会において会員の承認を受け、次年度の役員・監事となる。
- 第23条 推薦委員会の構成および活動は、細則で定める。

## 第10章 総会

- 第24条 総会は、本会の最高議決機関で、会長がこれを招集し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会の機能は次のとおりである。
1. 前年度の活動報告・会計決算報告と承認
  2. 新年度活動計画と予算の承認
  3. 役員・監事の承認
  4. その他の事項の審議と承認
- 第25条 総会は、会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)を必要とし、議決は出席者の過半数をもって決するものとする。

## 第 11 章 運営委員会

第 26 条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で本会の役員・各常任委員会の正副委員長と校長・副校長によって構成される。ただし、各常任委員会については代理を認める。

第 27 条 運営委員会の活動は、次のとおりとする。

1. 各委員会によって立案された年度計画を審議検討する。
2. 年度予算の立案審議に当たる。
3. 総会に提出する議案を作成する。
4. 総会で決議された事項を処理する。
5. 必要のある場合は、臨時委員会を設置する。
6. 緊急の場合は、運営委員会において処理することができる。
7. 規約改正の原案を作成する。

第 28 条 議決は、構成員の過半数が出席する運営委員会において、出席者の過半数をもって決するものとする。

## 第 12 章 常任委員会

第 29 条 常任委員会の種類・構成および活動は、細則で定める。

第 30 条 正副委員長は、各委員会で互選し、会長がこれを委嘱する。任期は 1 年間とする。ただし、留任はさまたげない。

## 第 13 章 特別委員会

第 31 条 特別委員会の種類・構成および活動は、細則で定める。

## 第 14 章 個人情報取り扱い

第 32 条 本会が活動を推進するために必要とする個人情報の取得・利用・取り扱いおよび管理については、細則に定め、適正に運用するものとする。

## 第 15 章 改正

第 33 条 本規約は、総会において出席者の過半数（委任状を含む）の賛成によって改正することができる。ただし、改正案の原案については、少なくとも総会の 1 週間前に、その内容を全会員に通知しておかなければならない。

第 34 条 本会の運営に必要な細則は、この規定に反しないかぎりにおいて運営委員会の議決を経て制定または改廃することができる。ただし、その結果は全会員に報告しなければならない。

## 付 則

第 35 条 慶弔（会計）に関する規定は、別に定める。

第 36 条 この改正規約は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

- 規約一部改正 昭和 56 年 1 月 20 日
- 規約一部改正 昭和 58 年 3 月 7 日
- 規約一部改正 昭和 59 年 5 月 19 日 (監事に関して)
- 規約一部改正 平成 2 年 3 月 3 日 (監事に関して)
- 規約一部改正 平成 8 年 6 月 1 日 (運営委員会に関して)
- 規約一部改正 平成 8 年 6 月 1 日 (常任委員会に関して)
- 規約一部改正 平成 11 年 1 月 28 日 (細則に関して)
- 規約一部改正 平成 11 年 3 月 6 日 (推薦委員の教職員選出数)
- 規約一部改正 平成 17 年 9 月 30 日 (活動者等の名称・内容記述に関して)
- 細則一部改正 平成 20 年 2 月 1 日 (常置委員について追加)
- 規約一部改正 平成 21 年 3 月 6 日 (会費・推薦委員の教職員選出数)
- 規約一部改正 平成 28 年 3 月 11 日 (会費に関して)
- 細則一部改正 平成 28 年 3 月 11 日 (細則に関して)
- 規約一部改正 平成 29 年 3 月 7 日 (運営委員会について)
- 規約一部改正 平成 30 年 3 月 9 日 (委員会構成に関して・個人情報保護について追加)
- 規約一部改正 令和 2 年 2 月 7 日 (細則に関して)

## 細 則

- 第1条 常任委員会として、校内委員会・校外指導委員会を置く。
- 第2条 各委員会の構成および活動は次のとおりとする。
1. 校内委員会は、原則として学年ごとに学級数と同数選出された保護者と教職員2名によって構成され、児童の健全な育成を図り、会員相互の親睦と向上につとめる。
  2. 校外指導委員会は、原則として地区ごとに1名ずつ選出された保護者と教職員2名によって構成され、地域社会の人々と連絡を取り、児童の校外生活の指導・交通事故防止対策に協力する。また、磯子地区学域青少年指導員を兼務する。
- 第3条 特別委員会としてスクールゾーン対策委員会・行事サポート委員会を置く。
- 第4条 各委員会の構成および活動は次のとおりとする。
1. スクールゾーン対策委員会は原則として学年ごとに2名ずつ選出された保護者と教職員2名によって構成され、スクールゾーン対策協議会の準備・運営を行う。
  2. 行事サポート委員会は原則として学年ごとに学級数と同数選出された保護者と教職員2名によって構成され、学校行事のサポートを行い、スムーズな運営ができるよう協力する。
- 第5条 推薦委員会の構成および活動は次のとおりとする。
1. 原則として学年ごとに1名ずつ選出された保護者と、1名以上の教職員、1名以上の現役員・現監事によって構成される。
  2. 全会員に自薦・他薦による候補者を募る通知を配布し、その資料を参考に活動することができる。
  3. 各定数以上の候補者がいる場合は、総会において選挙により決定する。尚、選挙が行われる場合は、推薦委員会がこれを執り行う。
- 第6条 常置委員については次のとおりとする。
1. 横浜市PTA連絡協議会（以下、「市P連」という）の常置委員当番校を翌年に控える年度に、役員・監事候補者とともに推薦委員会で候補者を選出する。
  2. 任期や活動内容は市P連で定めるものに準ずる。尚、担当委員（事業研修・広報）は磯子区PTA連絡協議会で決定された内容に従うものとする。
  3. 必要に応じて運営委員会に出席し、活動の報告をする。
- 第7条 全会員は、児童1名につき1回以上、役員・監事または委員に就くものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合はそのかぎりではない。
- 第8条 本会が個人情報を取り扱う場合は次のとおりとする。
1. 個人情報に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱う。
  2. 個人情報を収集する場合は、その目的を明示し、目的の達成に必要な範囲で取り扱う。

3. 収集した個人情報に厳重に管理し、漏洩・滅失および毀損の防止と、安全な収集した個人情報は厳重に管理し、漏洩・滅失および毀損の防止と、安全な管理のために必要な措置を講じる。また不要となった個人情報は適正かつ迅速に消去する。
4. 本人の同意を得ずに第三者への提供は行わない。ただし、法令に基づく場合、人の生命・身体または財産保護のために必要がある場合はそのかぎりではない。

# 横浜市立浜小学校 P T A 慶弔規約

第1条 この規約は、本校児童・本校児童の保護者および本校教職員を対象とする。

第2条 (1) 前条の対象者について以下に規定する事態が生じた場合、各々にあげる金額又は花輪等を捧げ、慶意・弔意又は謝意・祝意を表す。

1	死亡	保護者・児童・教職員	10,000 円と花輪 (15,000 円程度)
		教職員の配偶者	5000 円と花輪 (15,000 円程度)
		教職員・もしくは配偶者の 父母・子 (同居の有無は問わない)	
2	長期療養(入退院 20 日以上もしくは 50 日以上の治療、ただし P T A 活動 に起因した場合)	5,000 円	
3	火災・風水害等の被害を受けた時	5,000 円	
4	国・県・市等より表彰を受けた時	5,000 円 (ただし役員の合意を経て支出し 運営委員会に報告する)	

(2) 会長は、必要と認めた時、前項の規定にかかわらず金額の増減や対象者など、適宜の対応をとることができる。ただし、この旨を運営委員会に報告しなければならない。

第3条 会長は、社会情勢・物価等の変化が著しく且つ前条の金額が妥当ではないと認めた場合は、改定の主旨および改正案を総会に提案しなければならない。

第4条 本規約は、昭和 60 年 5 月 25 日より実施する。

○ 平成 9 年 5 月 31 日 一部改正

○ 平成 21 年 3 月 6 日 一部追加